

平成30年4月1日から 「65歳超雇用推進助成金」各コースの 支給要件等を変更する予定です

「65歳超雇用推進助成金」65歳超継続雇用促進コース、高年齢者雇用環境整備支援コース、高年齢者無期雇用転換コースにおいて、平成30年4月1日から、下記のように助成額や支給要件の一部を変更する予定です。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご留意下さい。

本リーフレットに記載の内容は、平成30年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後、変更になる可能性があることにご注意ください

① 65歳超継続雇用促進コース

(平成30年4月1日以降に支給申請した事業主から適用されます)

助成額の変更 (以下で青字表示の区分の助成額のみ変更)

【65歳以上への定年引上げ】 【定年の定め廃止】

() は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数 (*)	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定め 廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1~2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3~9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

() は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数 (*)	66~69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1~2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3~9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

★定年引上げと、継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合の支給額はいずれか高い額のみとなります。

(*) 対象となる60歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

支給要件の変更

次の支給要件が新たに加わります。

- 高年齢者雇用推進員の選任及び次の(a)から(g)までの高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること。

【高年齢者雇用管理に関する措置】

- (a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
- (b)作業施設・方法の改善
- (c)健康管理、安全衛生の配慮
- (d)職域の拡大
- (e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の改善
- (f)賃金体系の見直し
- (g)勤務時間制度の弾力化